

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協 定 の 名 称		柳町まちづくり・景観協定
協 定 に 係 る 区 域		上田市中心4丁目柳町（旧北国街道沿線に面する地区（沿道約230m））
協 定 者 / 運 営 会 等		39 名 / 柳町まちづくり協議会
認 定 日 / 番 号		平成 15 年 1 月 15 日 / 第 132 号
協定内容・主な基準		
緑 化		・柳の木の植え方、維持の仕方、管理の仕方について学び、柳の植樹や維持管理に努める。 ・敷地内の緑化に努める。 ・町並みの雰囲気にあった花鉢やコンテナなどを軒先に置く運動を進める。 ・空地や駐車場にも町並みの雰囲気にあった緑化を施したり、花鉢を置くように努める。
屋外広告物		・極力小規模なものとし、意匠・形態を歴史的景観になじむようにする。 ・原色等の派手な色彩の使用を避ける。
美観の維持		・美観を維持するため、自動販売機の設置は極力避ける。 ・設置する場合は歴史的景観と調和するよう設置方法を工夫する。 ・ゴミのポイ捨てをしないこととし、ゴミを見つけた時は拾って片付ける。 ・矢出沢川と蛭沢川の美観の維持に努める。
建築物	駐車場	・旧北国街道に面する側では、歴史的景観の雰囲気にあった塀などの構造物（可動式も可）で塞ぐよう努める。
	既 存 建築物	・末永く維持保存できるよう努める。 ・維持保存できるような活用策について協定者全員で考えていく。
	意 匠	・伝統的な建築と違和感の少ない雰囲気の建築に努める。 ・屋根は傾斜屋根とし、道路に向かって葺き下ろすような形状とするよう努める。
周辺写真		
		